事例No.	85
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	岡山県

事例区分	第三セクター

タグ	・社団法人・財団法人 ・組織改革 ・教育・子育て

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（統合）

事例内容・タイトル

統合によるスポーツの一体的な振興と効率的な運営体制の構築

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	統合によるスポーツの一体的な振興と効率的な運営体制の構築
団体名	岡山県
法人名	(財)岡山県スポーツ振興財団

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	1,933,781
標準財政規模(百万円)	440,117
財政力指数	0.50096

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

岡山県	500(50.0%)
その他	500(50.0%)
役職員数(人)	13

[経営状況] (単位:百万円)

経常収益	17
経常損益	0.2
当期純損益	0

資産	1,001
負債	0
純資産	1,001

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要](設立目的、業務概要等)

(財)岡山県スポーツ振興財団は、県民にスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツに取り組む意欲を高揚させ、生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上を図る目的で平成元年に設置された財団である。県が平成 10 年に競技力強化本部を立ち上げ、県体協と一体となって競技力の向上を図ってきたことから、以後は生涯スポーツの振興を中心に関係団体への助成等を行った。

主な事業としては、スポーツ活動の充実や指導者の養成を目的にした広域スポーツ交流大会の開催支援、選手育成・強化のための国体県予選会への助成、さらにスポーツ情報誌の作成やスポーツ相談室の運営助成、ニュースポーツ団体や総合型地域スポーツクラブへの助成活動を行った。





1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

当該事例は、(財)岡山県スポーツ振興財団と(財)岡山県体育協会を統合した事例である。

具体的には、両財団は、その事業目的が類似し、当時は、事務局も県スポーツ振興課の職員が兼務していたことから、生涯スポーツと競技スポーツの一体的な振興と効率的な運営を図るため、(財)岡山県スポーツ振興財団を解散し、(財)岡山県体育協会に統合したものである。

2．取組みの背景、理由、着手のきっかけ

外郭団体を取り巻く経営環境が大きく変化している状況を踏まえ、平成 19 年度に「岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」及び「岡山県外郭団体の見直し基準」に基づき、県民の視点に立って、団体のあり方や業務・組織の効率化等について、抜本的かつ詳細に分析等を行い、その結果を「外郭団体改革プラン」として取りまとめた。この中で、（財）岡山県スポーツ振興財団については解散し、業務や財務を（財）岡山県体育協会へ移管するとした見直し方針が示されたことにより、両財団の統合に向けて動き出したものである。

3．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

①主要な課題・論点について

（ⅰ）（財）岡山スポーツ振興財団と（財）岡山県体育協会の事業目的が類似しているか。

（ⅱ）両財団を統合した場合、（財）岡山県スポーツ振興財団が行っていた生涯スポーツの振興事業を行えるか。

（ⅲ）（財）岡山県スポーツ振興財団への寄付関係者の理解が得られるか。

②課題・論点解決に向けての検討内容について

（ⅰ）（財）岡山県体育協会は、日本体育協加盟団体であり、主に国体実施競技を中心とした競技スポーツの振興に取り組んでおり、役員もそれらの競技団体関係者が大半を占めていた。一方、（財）岡山県スポーツ振興財団は平成 10 年の競技力強化本部の設置後は、生涯スポーツの振興を中心とした事業を行っており、役員は民間経済団体代表者や市町村代表者が中心であった。

（ⅱ）上記のとおり、（財）岡山県体育協会は加盟競技団体を主体とした競技スポーツの振興が中心であり、役員も競技団体関係者が大半を占めていることから、これまで（財）岡山県スポーツ振興財団が実施していた生涯スポーツの推進が困難になる恐れがある。（県体育協会に加盟していない団体への助成について県体育協会役員の理解が得られない可能性がある。）

（ⅲ）（財）岡山県スポーツ振興財団の基金 10 億円のうち、約 4 億円が民間企業（254 社、385 百万円）によるものであり、寄付関係者の理解を得る必要がある。

③決定された取組方針（解決策）とその決定理由

（ⅰ）（財）岡山県スポーツ振興財団の設立趣意書では、国体をにらみつつ、生涯スポーツ振興と競技スポーツ振興の両面での、県民の積極的なスポーツの振興がうたわれており、（財）岡山県体育協会の事業目的と類似していると認められた。

（ⅱ）他県でも多数の事例があり、また、県体育協会の寄付行為上、生涯スポーツの普及振興等、（財）岡山県スポーツ振興財団が実施している事業を行うことに対して、特段の支障がないと認められ、県体育協会未加盟の団体への助成を統合後も引き続き継続するよう両団体で協議することとなった。

（ⅲ）法人については、民間企業約 250 社に加え、個人からの募金などで約 4 億円の寄付を受けている。こうした方々からは、県財団設立時に、競技スポーツと生涯スポーツの振興にご寄付するという趣旨に賛同して寄付をいただいたものであり、県体育協会統合後も同様の事業内容を行うこととしていることから、御理解いただけるものと判断した。

3．取組の具体的内容（つづき）

（財）岡山県体育協会と岡山県スポーツ振興財団の統合スケジュール

	（財）岡山県体育協会	岡山県スポーツ振興財団
1月		
2月		
3月		理事会・評議員会 ・合併の意思、条件のアウトライン決定
平成20年度 4月		
5月	理事会・評議員会 ・合併の意思決定 ・公益財団法人選択の決定	理事会・評議員会 ・役員改選
6月	・中期経営計画の策定（～平成21年3月） ・公益財団法人移行課題検討（～平成20年12月）	
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
新法施行 12月	吸収合併契約の締結	
	・吸収合併契約関連書類の備置き、閲覧 理事会・評議員会 ・吸収合併契約の承認 ・寄付行為の改正 ・県（スポーツ振興課）への合併申請	・吸収合併契約関連書類の備置き、閲覧 理事会・評議員会 ・吸収合併契約の承認 ・県（スポーツ振興課）への合併申請
1月	・債権者保護手続開始（～平成21年9月） 理事会	・債権者保護手続開始（～平成21年3月）
2月		
3月	・吸収合併登記 ・県へ変更届出 理事会	・解散登記 理事会・評議員会
平成21年度 4月	**統　　合**	
5月		
6月	理事会・評議員会 ・役員改選 ・中期経営計画の承認	
7月	・県総務学事課へ公益認定申請	
8月		
9月		

・県（スポーツ振興課）は両団体の統合にあたっての根回しや調整を行い、その後、合併の認可及び合併届出書の受理を行った。

平成 20 年 1 月　　行政改革等特別委員会で説明
平成 21 年 5 月　　常任委員会へ提出
平成 21 年 6 月　　6 月定例会に議案として提出

4. 取組の効果

統合前は、生涯スポーツ及び競技スポーツの所管課が県スポーツ振興課であったことから、両団体の事務局をスポーツ振興課の職員が兼務(職務専念義務免除)し、多数の職員が年間を通じて団体の事務を執り行っていたが、統合により、県職員約3人分の事務の縮減につながるなど事務局体制を簡素化することができ、効率的で一体的なスポーツの振興を図ることができる体制になった。

5. 今後の課題(今後の方針、残された課題等)

・収益のうち 60.7%(平成 27 年度)を県支出金(委託料、補助金)に依存していることから、独自事業の展開等による依存体質からの脱却が必要。
・競技団体等との連携による選手・指導者等の育成、競技力の強化等を中心に活動しているが、若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動(生涯スポーツ)への取組が十分ではない。
・県においても、県民の健康志向の高まりや健康寿命の延伸等から生涯スポーツへの取組が課題となっている。県体育協会及び市町村等との連携を一層密にし、生涯スポーツの振興に取り組んでいく方針である。

6. 他団体の参考となり得る点(苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等)

公益法人制度改革関連三法が平成 20 年 12 月 1 日から施行され、5 年間の移行期間内に限り、特例民法法人として従前のとおり存続するものとされ、この期間内に新法に適合するよう所要の準備を行い、民間有識者による合議制の機関の審査を受け、新制度の一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人へ移行する必要があった。

この法律に該当する特例民法法人同士の統合は全国初の事例であり、参考となる事例がなかったことから、県庁内の法務担当者との協議を重ねて行った他、(財)岡山県体育協会の顧問司法書士に協力いただき統合処理を行った。

<参考>地方公共団体の問合わせ先

担当課	岡山県スポーツ振興課	連絡先	086-226-7440